

中型獣用移動式捕獲檻を借りる方へ

- ◎ 捕獲許可看板を檻へ付けて掲示してください。
- ◎ ご自身の土地以外で設置しないでください。
- ◎ 設置場所を変更する際は、農務課へ申し出てください。
- ◎ わなを仕掛けたら、朝晩の見回りを徹底してください（朝は必ず）。都合により見回りができない場合は、必ず前日のうちに仕掛けを解除してください。
- ◎ 土日祝日は対応できかねますので、仕掛けを解除してください。万が一捕獲した際は平日にご連絡ください。
- ◎ 獣が捕獲された際は、生死を問わず速やかに農務課へ連絡してください。
- ◎ 薬物を使用して鳥獣を殺傷することは違法行為です。
- ◎ 捕獲対象以外の獣が捕獲された場合は、速やかに逃がしてください。

※捕獲対象獣：アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、
キツネ、ヌートリア、テン

- ◎ 檻の作業や獣による身体へのケガに注意してください。
- ◎ 返却の際は、檻を洗浄しておいてください。
- ◎ 再び設置を望まれる場合は、期間終了時に農務課へ申し出てください。
- ◎ 農務課の指示がある時は、その指示にご協力ください。

連絡先 豊川市役所 農務課

電話 TEL 89-2138

